IWATE子ども夢基金ガイドライン

1. IWATE子ども夢基金事業の意義

　社会情勢の変化により、岩手県に住む子どもを取り巻く福祉課題は複雑かつ多様化している。このような状況を踏まえ、本事業は、社会福祉法人が種別を超えて連携・協力し、生活困窮に陥っている世帯等に所属する子どもの実現したい夢を支援する。

1. 本事業における支援対象者の範囲

　生活困窮者自立支援法第二条に規定する生活困窮者、岩手県社会福祉法人経営者協議会青年会会員（以下「青年会会員」という）またはIWATE・あんしんサポート相談員が、生活が困窮していることにより諦めている子どもの夢を応援する必要があると判断した者。なお、国籍や本籍は問わない。

|  |
| --- |
| （生活困窮者自立支援法）第二条　この法律において「生活困窮者」とは、就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情により、現に経済的に困窮し、最低限度の生活を維持することができなくなるおそれのある者をいう。 |

　ただし、下記（１）～（３）いずれかに該当する者は、原則として支援対象外とする。

1. 生活保護受給世帯
2. 青年会会員またはIWATEあんしんサポート相談員の訪問を拒否する者
3. その他、青年会会員またはIWATEあんしんサポート相談員が本事業による支援は妥当でないと判断した者（暴力的言動、著しい非協力的態度等）
4. 支援の原則
5. 本事業は、社会福祉法人が地域（支援を必要とする人）にアウトリーチ（こちらから出向いて手を差し伸べ、支援につなげる）ことを基本とする相談支援活動を中核とする。

【原則①】支援を行う際は、青年会会員またはあんしんサポート相談員が対象者の自宅を訪問し、生活状況を確認すること（自宅訪問の原則）。なお、訪問または支援活動に要する駐車場使用料は、各法人で負担する。

【原則②】訪問は、情報提供者と連携して行うこと。（同行訪問の原則）

1. 子どもの夢実現につなげるため、申請期間内に必要書類を記入して申請する。保護者等の援助が難しい子どもの夢に対して、1名につき5万円を上限とした夢実現の経済的援助（現物給付）を行うこと。支援に要する金額が5万円を超過した場合は、超過分は支援対象者の保護者等が支払うこと。経済的援助の上限額は、年度を超えて変わらないこと。支援及び同行に際して録音・撮影を伴う記録行為は行わないこと。また、いかなる事情があっても、現金給付は行わない（現物給付の原則）。

【原則3】経済的援助を行った場合、支払いの根拠書類（領収書等）は、青年会会員およびIWATEあんしんサポート相談員が原本を受け取り、精算の際に事務局あてに提出すること。

1. 社会福祉法人の強みを活かし、新たな資源を開発すること。

青年会会員およびあんしんサポート相談員は、本事業への参画を通じて子どもの福祉課題をつかみ、法人独自の地域公益活動の開発に役立てること。

1. 子どもの夢に対する支援の範囲

　子どもの夢に対する支援（以下「夢支援」という）の範囲は、原則として、下記のいずれかに該当する場合をいい、応募に際して参考にする。

1. 子どもの安全・安心を守るための活動の助成
	1. 食糧、日用品の確保

　　・食べることに困っている子どもに対して、定期的または随時、食事や日用品を支援すること

　　【たとえば】

　　　・給食しか食べることができない子どもに対して、冬休み等の長期休暇期間中の食事支援

* 1. 衣類の確保

【たとえば】

　　・入学時に必要な学生服やジャージ、指定された衣類を支援すること

* 1. 医療費等

【たとえば】

　　・生命に関わる手術・通院や服薬を支援すること

　　・上記通院に係る交通費等も含まれる

1. 生活困窮世帯の子どもで、経済的理由で諦めている夢実現のための活動の実現
	1. やりたい夢・やりたいことを応援

　　・自分の夢に必要な物を購入して、夢実現に向けて後押し

　　・短絡的な夢ではなく、本人が希望し、意思がある希望を後押し

　　【たとえば】

　　　・将来は画家になりたい。お金が無くて、絵の具が買えない

　　　・将来は野球選手になりたいが、お金が無くて、グローブが買えない

* 1. 学用品・学校で必要な物品の確保

　　・学校生活での課題の解決に必要な物品を、福祉的かつ教育的観点に基づき、支援すること

　　・修学旅行等の学業に必要な費用について、他の制度、保護者等の支援を把握しながら、必要な支援をすること

　　・IWATEあんしんサポート事業と連携して、調整しながら必要に応じて支援に入ること

【たとえば】

　　　・親が失業してしまい、内履きが買えない

　　　・修学旅行の積み立てができず、親からの支援もあるが、修学旅行代金を用意できない

* 1. 部活や地域活動を応援

　　・他の支援制度を活用しても足りない場合、部活や地域活動での物品購入で後押し

　　【たとえば】

　　　・部活動の活動費が払えない

　　　・生活困窮世帯で、全国大会に行く旅費が払えない

1. 親の援助を受けることが難しい子どもで、経済的理由で諦めている夢実現のための活動助成
	1. 親の事情で、親から養育されていない子どもの夢実現

　　・親の死別、虐待や育児放棄（ネグレクト）による親との疎遠等、直接かつ間接の親からの援助を受けることが難しいと判断された子どもに対して、進学や就職に必要な後押し

　　【たとえば】

　　　・児童養護施設の子どもが、大学を受験する際の受験料の支援

* 1. 進学や就職に係る必要物品や旅費

【たとえば】

・進学や就職によって、新たに必要になるパソコンや携帯電話の支援

　　　・進学や就職において、試験を受けるために試験地まで行く旅費の支援

1. その他この基金の目的を達成するために必要な助成

　　・その他、青年会会員またはあんしんサポート相談員およびその相談員が所属している法人と事務局が必要と判断した場合

1. 事務局（問い合わせ先）

岩手県社会福祉協議会　福祉経営支援部（担当：大崎）

〒020―0831　盛岡市三本柳8地割1番3　ふれあいランド岩手内

℡：019－637-4482　　fax：019－637-4255　　E―mail：t-oosaki@iwate-shakyo.or.jp